

## 農地転用許可の取消を求める意見書

令和 7年 7月14 日

高知県知事 濱田 省司 様

### 意 見 書

私は土佐市の一住民として、以下の理由により、現在稼働している株式会社野村興産産業廃棄物処理施設の設置に際して交付された「農地転用許可」について、その取消または再調査を強く求めるものです。

### 記

1. 本施設の設置にあたり、農地転用許可の根拠とされた売買契約書が、令和7年7月3日付の刑事判決において「有印私文書偽造・同行使」に該当すると認定され、関係業者に対し刑事罰が科されました。
2. このような偽造書類に基づいて行政処分が行われた場合、その許可は「重大な瑕疵ある行政処分」に該当し、行政が職権で取り消すことが法的にも可能とされております（行政手続法第36条等）。
3. 農地転用許可制度の信頼性を維持し、今後の適正な土地利用と地域住民の安全・安心を守るためにも、関係機関による速やかな許可取消または再調査を求めます。

以上の理由から、貴職におかれましては、本件について厳正な対応を取られるよう強く要望いたします。

氏名： 野村 昌枝

住所：781-1103 土佐市高岡町丙16-9

て連絡先：090-1320-3900

添付資料 高知民法記事